

改正

平成17年4月1日議会告示第1号
平成19年3月30日議会告示第4号
平成20年2月29日議会告示第1号
平成28年3月25日議会告示第2号
令和元年6月28日議会告示第1号
令和4年3月29日議会告示第1号

山形県議会情報公開条例施行規程を次のように定める。

山形県議会情報公開条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求)

第2条 条例第4条第2項に規定する書面は、公文書開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第2項第3号に規定する議長が定める事項は、希望する開示の方法とする。

(個人に関する情報の例外的開示)

第3条 条例第6条第1項第2号ニに規定する議長が定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。

(2) 食糧費の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

(開示請求に対する決定通知書等)

第4条 条例第7条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 一の公文書開示請求につき、条例第7条第1項の規定による開示の決定のみを行う場合 公文書開示決定通知書（別記様式第2号）

(2) 一の公文書開示請求につき、条例第7条第1項の規定による開示の決定と同条第2項の規定による開示をしない旨の決定とを併せ行う場合 公文書一部開示決定通知書（別記様式第3号）

(3) 一の公文書の開示の請求につき、条例第7条第2項の規定による開示をしない旨の決定のみを行う場合 公文書不開示決定通知書（別記様式第4号）

2 条例第7条第4項及び第5項の規定による通知は、開示等決定期間延長通知書（別記様式第5号）によるものとする。

(公文書の開示の方法)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定による開示の決定の通知を受けたものに対し、議長が指定する日時及び場所において、議長が別に定めるところにより、当該決定に係る公文書の開示をするものとする。

2 条例第8条第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は同条第2項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えた場合において、当該第三者が当該第三者に関する情報が記録されている公文書の開示に反対の意思を表示したときは、開示決定の日と開示の日との間に少なくとも2週間を置くものとする。

3 第1項の場合において、公文書を閲覧し、又は視聴による開示を受けるものは、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

4 議長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあるものに対して、公文書の閲覧又は視聴を中止させることがある。

5 公文書の写し（山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第2条第3号に規定する規則で定める記録媒体を複製し、又は用紙に出力したもの若しくはその写しを含む。）の交付の部数は、開示の請求があった公文書1件につき1部とする。

6 公文書及び情報を用紙に出力したものの写しの開示をする場合は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いて行うものとする。ただし、議長がこれにより難いと認める場合は、この限りでない。

(意見の聴取の通知等)

第6条 議長は、条例第8条第2項の規定により、第三者に対し、意見を述べる機会を与える場合は、当該第三者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について、書面により通知するものとする。

(1) 公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(2) 意見を聴取する予定の期日及び場所

2 前項の規定による通知は、公文書開示第三者通知書(別記様式第6号)によるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた第三者は、口頭又は書面による意見の陳述を希望する場合は、議長が指定する日までに、公文書開示第三者意見書(別記様式第7号)を議長に提出するものとする。

4 議長は、第三者が口頭による意見の陳述を希望した場合は、当該第三者に対し、意見の聴取を行う日時及び場所を、書面により通知するものとする。

5 前項の規定による通知は、公文書開示第三者意見聴取通知書(別記様式第8号)によるものとする。

(代理人)

第7条 前条第3項の規定により口頭による意見の陳述を希望した第三者は、意見の陳述について、代理人を選任することができる。

2 前項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(意見の聴取の実施)

第8条 議長は、第三者から意見の聴取を行うに際し、議長の指定する議員(以下「主宰者」という。)に、開示請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容について、当該第三者又はその代理人(以下「第三者等」という。)に対し、説明させるものとする。

2 第三者等は、主宰者に対し、意見を述べ、及び質問をすることができる。

3 主宰者は、第三者等が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他意見の聴取の適正な進行を図るためやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。

4 主宰者は、必要があると認めるときは、第三者等に対し、質問をし、又は説明を求めることができる。

5 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置をとることができる。

6 意見の聴取は、公開しない。

(意見の聴取の終結)

第9条 議長は、その指定した日までに公文書開示第三者意見書の提出がない場合又は第三者が意見の聴取に出頭しない場合は、当該第三者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(公文書開示決定第三者通知書)

第10条 条例第8条第3項の規定による通知は、公文書開示決定第三者通知書(別記様式第9号)によるものとする。

(審査会の会長)

第11条 山形県議会情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第2項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(調査及び審議)

第13条 議長は、条例第10条の規定により審査会に意見を求める場合、必要と認めるときは、審査会に対し、審査請求に係る公文書を提示し、又は必要な書類その他の物件を提出することができる。

2 審査会の調査及び審議の手続は、公開しない。

(審査会の運営)

第14条 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日議会告示第1号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の山形県議会情報公開条例施行規程第3条の規定は、この規程の施行の日以後の支出に係る公文書について適用する。

附 則 (平成19年3月30日議会告示第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日議会告示第1号)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日議会告示第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日議会告示第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日議会告示第1号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の別記様式第7号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

公文書開示請求書

年 月 日

山形県議会議長 殿

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は事務所若しくは事業所の所在地

(郵便番号)

(電話番号)

山形県議会情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名 又は内容	
希望する 開示の方法	1 文書、図画、写真又はフィルムの場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（郵送による交付の希望 <input type="checkbox"/> 有） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（郵送による交付の希望 <input type="checkbox"/> 有） <input type="checkbox"/> 複製物の交付（郵送による交付の希望 <input type="checkbox"/> 有） ※ 技術的事項等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
※受付年月日	年 月 日

- (注) 1 「公文書の件名又は内容」の欄は、開示を請求する公文書の件名、媒体の種類、内容等公文書を特定するために必要な事項について、できるだけ詳しく記入してください。
- 2 「希望する開示の方法」の欄は、該当する番号一つ（請求公文書について2以上の開示の方法によらなければ開示できない場合は、請求公文書を開示するのに必要な開示の方法すべて）を○で囲んでください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

山形県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、山形県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示をすることに決定したので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山形県議会議長に対して、審査請求をすることができます。

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

開示をする公文書の件名	開示の日時	開示の場所
問 合 せ 先 (電話番号)		
備 考		

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書を持参してください。
 2 納入通知書が同封されている場合は、当該納入通知書に記載された金額を、あらかじめ納付し、その領収証書を持参してください。
 3 指定された公文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ申し出てください。
 4 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合で、第三者から審査請求又は処分取消しの訴えがあったときは、開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので御承知ください。

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

山形県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり山形県議会情報公開条例第7条第1項の規定により開示をし、及び同条第2項の規定により開示をしないことに決定したので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山形県議会議長に対して、審査請求をすることができます。

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

開示をする 公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由 (条例第6条第1項各号又は 同条第2項の該当条項)
開示の日時		
開示の場所		
問合せ先 (電話番号)		
備考		

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書を持参してください。
- 2 納入通知書が同封されている場合は、当該納入通知書に記載された金額を、あらかじめ納付し、その領収証書を持参してください。
- 3 指定された公文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ申し出てください。
- 4 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合で、第三者から審査請求又は処分取消しの訴えがあったときは、開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので御承知ください。
- 5 条例第6条第2項の規定により公文書の開示をしない場合は、開示の請求に係る公文書の存否を明らかにするものではありません。

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

山形県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、山形県議会情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定したので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山形県議会議長に対して、審査請求をすることができます。

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

開示をしない 公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由 (条例第6条第1項各号又は 同条第2項の該当条項)
問 合 せ 先 (電 話 番 号)		
備 考		

（注）条例第6条第2項の規定により公文書の開示をしない場合は、開示の請求に係る公文書の存否を明らかにするものではありません。

開示等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

山形県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、山形県議会情報公開条例第7条第4項(第5項)の規定により、次のとおり決定までの期間を延長したので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山形県議会議長に対して、審査請求をすることができます。

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。)提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

決定までの期間を延長する公文書の件名	
条例第7条第1項又は第2項の規定による期間	まで
期間内に開示等決定ができない理由	
条例第7条第4項(第5項)の規定により延長する期間	まで
問合せ先(電話番号)	
備考	

公文書開示第三者通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

山形県議会議長

印

山形県議会情報公開条例に基づき開示の請求がありました公文書に、次のとおりに関する情報が記録されているので、その開示をすることについての意見を求めます。

開示をすることについて意見を述べることを希望する場合は、 年 月 日までに別添の公文書開示第三者意見書を提出してください。

公文書に記録されている に関する情報の 内容	
意見を聴取する 予定の期日	
意見を聴取する 場所	
意見の聴取を担 当する議会事務 局の課室等 (電話番号)	
備 考	

(注) 指定された日までに公文書開示第三者意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、 に関する情報の開示が行われる場合があります。

公文書開示第三者意見書

年 月 日

山形県議会議長 殿

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は事務所若しくは事業所の所在地

(郵便番号)

(電話番号)

年 月 日付け 第 号で通知のありました公文書の開示について、
次のとおり意見を述べたいので、提出します。

(口頭による意見の陳述を希望する場合)

陳述を希望する意見の概要	
希望する意見陳述の年月日	

(口頭による意見の陳述を希望しない場合)

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

- 1 開示をされても支障を生じない。
- 2 開示をされると支障を生じる。

(開示により支障が生じる部分とその理由を記入してください。)

公文書開示第三者意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

山形県議会議長

印

公文書開示第三者意見書により希望のあった口頭による意見の陳述について、次のとおり実施するので、通知します。

意見の聴取 を行う日時	年 月 日 時 から
意見の聴取 を行う場所	
意見の聴取を担 当する議会事務 局の課室等 (電話番号)	
備 考	

(注) 指定された日時及び場所に出頭しない場合は、意見の聴取の手続を終結し、
に関する情報の開示が行われる場合があります。

公文書開示決定第三者通知書

第 号
年 月 日

様 (殿)

山形県議会議長

印

年 月 日付け 第 号で通知しました に関する情報が記録されている公文書については、開示の決定をしたので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山形県議会議長に対して、審査請求をすることができます。

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

開示の予定日までに審査請求又は処分取消しの訴えがなされないときは、に関する情報が開示されますので御承知ください。

開示をすることとした公文書に記録されている に関する情報の内容	
開示の決定をした理由	
開示の予定日時	
問合せ先 (電話番号)	
備 考	